

提出書類及び部数(兼チェックリスト)

		(書類の必要部数)	各資金の設備資金	創業者支援資金	新事業展開強化資金	経営改善長期借換資金	収益力特別改善資金	経営改善サポート資金	再生支援資金	セーフティネット資金	災害復旧資金	左記以外の資金
1	融資申込書(様式第1号) ※4	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
2	前2期の決算書(必要に応じて試算表)	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
3	県税の納税証明書(現に滞納のないことを証するもの) ※5	1	◎	◎	◎	◎	○	○	◎	◎	◎	◎
4	法人にあつては登記事項証明書	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
5	島根県中小企業制度融資意見書(様式第2号)	1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6	島根県中小企業制度融資意見書附属資料 実態自己資本算定表(様式第2号の2)	1						◎				
7	共通のもの 資金繰表(様式第3号) ※6	1	△	△	○	○	○	◎	△	△	△	△
8	収支計画表(様式第4号) ※6	1	△	△	○	◎	○	◎	△	△	△	△
9	設備投資計画表(様式第5号)	1	◎	○	○		○	○			○	○
10	海外展開計画書(様式第6号～第10号) ※7	1	○	○	○	○	○	○				○
11	海外現地政府機関等の発行する証明書、許可証等の写し ※7	1	○	○	○	○	○	○				○
12	特定非営利活動法人にあつては、特定非営利活動促進法第28条に規定する書類(事業報告書、計算書類(活動計算書及び貸借対照表)及び財産目録、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面) ※8	1	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
13	「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼宣誓書 ※9	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	設備資金 見積書の写し	1	◎	○	○		○	○			○	○
15	建物の平面図・立面図及び配置図 ※10	1	◎	○	○		○	○			○	○
16	建築確認の「確認通知書の写し」 ※11	1	◎	○	○		○	○			○	○
17	創業 創業計画書(様式第11号～第11号の3)	1		◎								
18	自己資金を確認できる通帳の写し、残高証明等 ※12	1		○								
19	特別の法律の承認書、認定書等の写し	1			○							
20	新事業展開強化 融資対象事業であることを証する書類 研究開発関連計画書(様式第12号)	1			○							
21	経営革新計画書(様式第13号～第13号の4) ※13	1			○							
22	その他、経営革新支援資金の融資対象事業であることが確認できる書類	1			○							
23	収益体質強化計画書(様式第14号及び第14号の2) ※14	1			○							
24	収益体質強化計画確認書(様式第14号の3号) ※15	1			○							
25	借換期 借換計画書(様式第15号)及び経営改善計画書 ※16	1				◎						
26	経営行動計画書 ※17、※18	1					◎					
27	収益力改善 伴走支援 減少要件確認書(売上高、利益率等) ※17	1					◎					
28	経営者保証免除対応確認書 ※17	1					○					
29	罹災証明書の写し(令和6年能登半島地震による災害に係るもの) ※19	1					○					
30	サポ ポート改善 経営改善・再生計画書(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り) ※20	1						◎				
31	経営者保証免除対応確認書 ※20	1						○				
32	再生支援 再生支援資金融資申込書附属資料(様式第16号)	1							◎			
33	再生支援資金推薦書(様式第16号の2)	1							◎			
34	中小企業再生支援協議会において策定が完了した再生計画	1							○			
35	セーフティネット セーフティネット資金融資申込書附属資料(様式第17号)	1								◎		
36	中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定による認定申請書(様式第18号～28号) ※21	1								◎		
37	倒産企業に対する債権内訳書(受取手形、売掛金、未収金の内訳)	1								◎		
38	債権額を確認できる受取手形等の写し	1								◎		
39	その他、セーフティネット資金の融資対象者及び融資対象資金使途であることが確認できる書類	1								◎		
40	島根県制度融資 融資申込書(様式第29号) ※4	1									◎	
41	経災 済害 変復 動旧 等・ 災害復旧資金・経済変動等資金・災害対策特別資金 融資申込書附属資料(様式第29号の2)	1										◎
42	市町村長の発行する被災証明書(様式第30号)	1										○
43	災害により受けた被害状況又は取引等に影響を受けている状況を記載した書類 ※22	1										○

印の説明…◎:必要、○:必要な場合がある、△:提出が望ましい

- ※1 : 以下の書類について、記載事項を充足している場合は、制定の様式にかかわらず独自の様式も許容する。
資金繰表(様式第3号)、収支計画表(様式第4号)、設備投資計画表(様式第5号)、創業計画書(様式第11号～第11号の3)の収支計画等、再生支援資金融資申込書附属資料(様式第16号)の再生計画等。なお、その他についても適宜別紙にて説明を行ってもよい。
- ※2 : 決算書、納税証明書等で既に同じ内容のものを保証協会に提出済みの場合は、提出を省略してもよい。ただし、保証協会から確認の要請があった場合は、この限りでない。
- ※3 : 提出書類は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの又はマイナンバー部分がマスキング処理されたものであること。
- ※4 : 複数の資金を併用する場合には、それぞれの資金ごとに融資申込書を提出すること。
- ※5 : 県税の納税において期日経過しているものがないことが証明できるものであること。
- ※6 : 新事業展開強化資金の研究開発関連及び収益体質強化計画にあっては必要。県外・海外展開の場合には、収支計画書が必要。
- ※7 : 海外における支店、工場、営業所等の設置又は拡張の場合等海外直接投資の事業等に要する資金の場合に必要。
- ※8 : 活動計算書及び貸借対照表等の計算書類については、複式簿記を基本とする「NPO法人会計基準」(NPO法人会計基準協議会公表)に準拠したものであることが望ましい。
- ※9 : 事業者選択型経営者保証非提供制度で定めるものを提出すること。
- ※10 : 住宅と店舗等の併用建物の場合は、その区分を明示したものであること。
- ※11 : <融資対象が建物の場合>建築確認を必要とするものは「確認書の写し」を提出する。建築確認を必要としないものはその旨を取扱金融機関が申込事業者又は施工業者等へ確認し、確認した内容を設備投資計画表(様式第5号)の欄外へ記入して提出する。(確認日、確認先(所属、氏名)、確認内容、確認者(所属、氏名)) <記入例>『令和〇年〇月〇日、施工業者〇〇の〇〇氏に本件工事は建築確認が必要ないことを確認。〇〇銀行〇〇支店〇〇』
- ※12 : 事業を営んでいない個人にあっては必要。
- ※13 : 経営革新計画関連にあっては必要。(ただし、「中小企業等経営強化法」に基づく計画とは別のものであるので、留意すること。)
- ※14 : 中小企業等経営強化法の承認を受けた経営力向上計画又は、島根県事業承継新事業活動等支援事業実施要領に基づき採択された事業実施計画書(ただし、経営革新型かつ設備投資を伴うものに限る)の提出をもって、代えることが可能。
- ※15 : 様式第14号及び第14号の2を※14に定める計画により代えた場合は、当該計画が認定されたことがわかる書類を提出すること。
- ※16 : 経営改善計画書の様式は任意とする。
- ※17 : 経営行動計画書、減少要件確認書(売上高、利益率等)及び経営者保証免除対応確認書の様式については、伴走支援型特別保証制度で定めるものを提出すること。
- ※18 : 令和6年能登半島地震による災害により被災した者のうち、石川県内の災害救助法適用地域に事業所を有し、直接被害を受けた事業者において、保証申込までに経営行動計画書の作成が困難な場合、経営行動計画中1. 事業者名等(【情報提供の同意】及び【確認状況記載欄】を含む。)以外の項目については可能な範囲で記載したものを提出することをもって、経営行動計画の提出があったものと見做し、融資実行後に改めて全ての項目を記載した経営行動計画を提出することでも差し支えない。この取扱いに際しては、保証申込時に、申込金融機関は信用保証協会に対して、全ての項目を記載した経営行動計画書を後日提出する旨を記載した書面(様式は問わない。)を提出することが必要。
- ※19 : 令和6年能登半島地震による災害により被災した者について、必要。
- ※20 : 経営改善・再生計画書の様式は、事業再生計画実施関連保証制度(感染症対応型)で定める内容の記載があれば任意とする。経営者保証免除対応確認書については、同保証制度で定める様式を提出すること。
- ※21 : 中小企業信用保険法第2条第5項各号の規定による特定中小企業者の認定が必要な場合は、市町村長の認定を受けた上で提出すること。特定中小企業者の認定が必要ない場合(県知事指定の場合)も、確認資料として添付が必要(市町村長の認定は不要)。
- ※22 : 様式は任意とするが、関連する取引先ごとの仕入れ又は売上げ等の月別推移表等、取引等の影響が分かる書類とする。